

議員提出第2号議案

蒲郡市議会会議規則の一部改正について

蒲郡市議会会議規則の一部を改正する規則を、次のように制定するものとする。

令和3年3月23日提出

蒲郡市議会議員

稻吉郭哲

青山義明

大場康議

新実祥悟

尾崎広道

竹内滋泰

松本昌成

蒲郡市議会会議規則の一部を改正する規則

別紙のとおり

提案理由

女性をはじめとする多様な人材の市議会への参画を促進する環境整備を図るため、会議への欠席及び遅刻に関する規定の一部を改正するとともに、請願に係る署名押印を見直し、手続の簡素化を図るため、請願書の記載事項等に関する規定の一部を改正する。

蒲郡市議会会議規則の一部を改正する規則

蒲郡市議会会議規則（昭和42年蒲郡市議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条及び第91条中「事故のため」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため」に、「日数を定めて」を「出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第139条第1項中「、請願者の住所及び氏名（法人の場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載し、請願者が」を「及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「請願を」を「前2項の請願を」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 請願者が法人のときは、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日並びに法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。